横校労

2018年5・6月号　No. 510

横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411
TEL 045－321－0512 ・ FAX 045－313－0031
郵便振替 00240-0-49078　印刷所 ㈲ワコー TEL 045-370-3394

E-mail:union@yokokourou.jp
http://yokokourou.jp

隔月発行　1部 200円　年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

目次

第67回　横校労定期大会報告 …… 中島 佳菜　2
—現場のことなら横校労！—

タイムカード退勤管理に関する申し入れ提出
—超過勤務80時間以上続出— …… 名児耶 理　3

文科省交渉報告 …… 田中 敏治　4
長時間勤務解消のための緊急の対応、なにもなし!!

日録　Cafe モロビ …… 吉田 紀子　5

読者の声

≪連載≫原発棄民に抗う㉗ …… 村田 弘　6
—「敗訴」の旗　司法は権利回復の砦たり得るのか —

働き方いろはの　ら
「部活動はワークライフバランスを崩す元凶の一つ」
…… 平川 正浩　7

すみれ ～「石牟礼道子さんを送る会」に参加して～
…… 清水 郁子　8

学校の風景

—霧が丘中処分事件　勝利採決!!—

何が起こったのか…二〇一三年一〇月、高野先生は管理職に呼ばれ、具体的なことは何も示されないまま、生徒との関係で思い当たることはないかと問われた。何のことを言っているのかわからなかった高野先生は、「わからない」と答えた。管理職はさらに、「思い出せ」と迫った。突然のことだった。その後も高野先生は身に覚えのないことであったため、否定し続けた。自主的に休むようにしむけられ、意を決して出勤すると部屋に閉じ込められ見張りがついた。その後半年間、三年担任であったが、現場に復帰することは許されなかった。三年担任を外され、卒業アルバムから写真が削除され、卒業式への出席も拒否され、四月の離任する先生のお知らせにも名前が載ることはなかった。一月に出た処分は「減給一〇分の一、三ヶ月」その理由は、「不適切な指導で生徒に不快感を与えた」というものであった。高野先生は、処分を不服として横浜市人事委員会に処分の取り消しの審理請求をおこなった。市教委との反論書と答弁書のやりとりが五年間続けられ、口頭審理を経て、横浜人事委員会の裁定が出された。認定内容としては、減給処分を戒告処分に修正。わいせつ行為ではないが、女子生徒への対応としては配慮が欠けているという認定であった。また、校長らによる調査手続は「適切であったとは言いがたい」とも認定され、市教委側の調査、対応の杜撰さが露呈することとなった。

生徒への聞き取りは…養護教諭が中心になって行われた。三年学年主任（女性）が記録をとった。ふつうは、生徒への事情確認は生徒指導部や担任が行う。女子への配慮が必要なら女性教員があたれば良い。異例だった。公開口頭審理では、養護教諭の誘導と思われる生徒への聞き取りがあったと証言されている。また、聞き取りを行ったのは一部の生徒だけで、居合わせた部長（生徒）には行わない。

管理職の教員への聞き取りの記録は…管理職の都合の良いように書き換えられていた。審理では管理職、市教委側の誇張した表現も目立った。高野先生が倒れている生徒を抱き上げたことを「お姫様抱っこ」。生徒が日陰のシートに横たわるときに手で後頭部をささえると「腕枕」。そのまま「添い寝」をしたと性的な意図があるかのように策したが、証拠、証言の他、場所は石段の上で物理的にもありえないと審査員は判断した。

今回は、人事委員会審査請求の採決を速報しました。詳しいことは次号に掲載します。

—— 審査員は市教委の処分を「裁量権の逸脱」と判断 ——

―横校労 第67回 定期大会報告―

現場のことなら横校労！

～教員に寄り添う組合、駆け込み寺としての価値を高めて～

四月一日（日）、横浜市社会福祉センターにて、六七回目の定期大会が行われた。横校労組合員に加え、多くの来賓を迎え、二〇一七年度の総括と次年度に向けての方針が、活発に話し合われた。

（東支部　中島　佳菜）

「霧が丘中不当処分への闘い」総括

二〇一三年の事件の発端から、五年近くの時間が経過した。校長、副校長、養護教諭、学年主任、副顧問、生徒、そして高野組合員が証言した四回にわたる公開口頭審理を終え、人事委員会の裁定を待つばかりである。（この時点では未採決）

裁定がどんなものであろうと、私たちにとっては、高野組合員が自ら闘い、高野組合員の尊厳を守るために、組合員が一丸となって支え、闘ってきた時間こそが勝利なのではないか。「闘い方」以上に、「事件」を見切る感性、職場・学校・教員・生徒・保護者を、そして社会全体をどのような視点から見るのかが重要であるという赤田委員長の話に大きな拍手が起こった。

活発に意見が飛び交う、定期大会の様子

「市費移管に関わる闘争」総括

横校労では、四月のシステム導入後の混乱後、早急に申し入れを提出。タイムカードの退勤打刻使用について、市教委の「やらない」という返答から、「検討中」、そして、「導入」と認めさせた。今後も、タイムカードによる退勤管理実施をふまえて、「休憩時間が取れていない現状の改善」「適切な配慮についての積極的な周知」などについて、申し入れを行い、引き続き交渉を続けていく。

月刊『横校労』総括

昨年度から、隔月の発行とした。発行回数が減ったが、『横校労』を心待ちにしてくださる読者も多い。勤務条件についての記事など、ブラックな現場で働く若い教職員が、働き方について考えるきっかけになるような記事を展開していく。今年度も現場感覚を大切にし、時には号外なども取り入れながら、タイムリーな話題が提供できるようにしたい。

機関誌『横校労』は、読者の皆さんからの購読料カンパによって成り立っている。引き続き、今年度も各職場でのカンパへのご協力を是非ともお願いしたい。

子育て世代が多いため、子連れでの参加も

新執行委員体制発足

赤田執行委員長の後任に平川新執行委員長を迎え、新体制が発足した。子育て中の執行委員も少なくない中で、昨年度から、執行委員会を隔週で開催し、市当局との交渉や職場での問題解決に臨んできた。新体制においても、「現場のことなら、横校労！」を合言葉に、職場での働き方についての問題点を把握すると共に、問題を抱えている教員の相談を積極的に受け、解決を目指していく。職場で、「困っている…」「何かおかしい！」と感じたら、近くの横校労組合員に声をかけてほしい。

二〇一八年度方針

「際限ない超過勤務への適正な割り振りを求め、変形労働時間制を運用するなど具体的な解決を図る」「タイムカードによる超勤実態の把握、統計の公開とその分析を市教委に求め、抜本的改善策を迫る」「道徳の教科化に伴う指導内容や評価の在り方について注視する」等の運動方針を決定した。

横校労の組合員一人一人を守ることが、多くの周囲の教員を守ることにつながっていることを信じ、仲間と共に進む横校労四一年目がスタートした。

二〇一八年度 新執行委員体制

執行委員長	平川　正浩
執行副委員長	中島　佳菜
執行副委員長	山本　　理
書　記　長	朝野　公平
書記次長・情宣部長（兼務）	名児耶　理
書　記　次　長	高野　　猛
書　記　次　長	田中　敏治
財　政　部　長	枝川あゆみ
小学校部部長（兼務）	中島　佳菜
中学校部部長（兼務）	高野　　猛
特別支援学校部部長	河野　靖司

超過勤務八〇時間以上続出…休憩時間が確保されない…教職員の労働実態に目を向け、改善せよ！

横校労　タイムカード出退勤管理に関する申し入れを提出

政令市費化に伴うタイムカードが導入され一年。出勤時間しか記録されない遅刻管理カードとして始まったタイムカードの運用は、横校労の度重なる交渉と世の中の働き方改革の流れを受けて、ようやく三月より退勤時の打刻使用と時間外記録のシステムへの反映という運びとなった。市教委は試運用として導入を早めたが、教職員の労働実態をどのように把握し、改善するつもりか、注視していく必要がある。そのため、横校労はあらためてタイムカード出退勤管理に関する申し入れ書を提出した。

過労死ライン続出の実態！

これまでは自己申告によるところが大きかった時間外勤務申請の記録がタイムカードによる自動反映となり超過勤務八〇時間以上、一〇〇時間以上の警告が出る教職員が続出するという憂慮すべき実態が明らかにされてきている。中学校現場の場合、部活動を理由とするものが多い。過労死ラインを超える教職員が少なくない現状を、すべての学校で蓄積されたデータの集計、公表によってその改善策を早急に図るべきである。

休憩時間はどう反映させる？

タイムカードの退勤管理が導入されてもいっこうに解決されていないのが休憩時間の確保である。勤務の始まりと終わりが記録されても、休憩時間はその中に含まれ〝取っている〟ことが前提となっている。しかし、多くの学校現場では休憩時間帯に会議や生徒指導、部活動等があてられ、実際にはほとんど〝取れていない〟のが現状である。

働き方改革云々を言うのであれば、タイムカードによる出退勤管理と同時にこの休憩時間が確保できない問題にこそ踏み込むべきである。

システムを運用している行政側は、休憩時間は取ってもらわなくてはならないという言い逃れしかしない。休憩を取れない労基法違反状態となっている現状に目を向け、教職員の時間外勤務の根本的解決を進めいくよう、強く要求する。

横校労はタイムカード・教庶務システム運用の問題点を見極め、教職員の労働条件改善を求めるべく交渉を続けていく。

（中支部　名児耶　理）

２０１８年5月１０日

横浜市教育委員会
教育長　鯉渕　信也　様

横浜学校労働者組合
執行委員長　平川　正浩

タイムカードについての申し入れ

政令市費化に伴うタイムカードの出退勤管理について、３月より退勤時間管理を含めて教庶務システムと連動した運用が始まった。しかし、システムは時間外勤務の累計データが表示されなかったり横校労が度重なる交渉を通じて申し入れてきた休憩時間の取り扱いについて反映されなかったり等、教職員の長時間労働の勤務実態を把握し、改善に向けたものとして不十分なものであると考える。

横校労は、労働条件の改善を目指して改めて以下の様に申し入れを行うので、貴職にあっては誠意ある検討を行い、原案の提示を強く望むものである。

① タイムカードについては、出退勤時間管理に使用されることでデータ化されている。このデータをもとに、校種別、職種別、年齢別等のクロス集計をし、公表すること。これによって、教職員の労働時間の適正な把握と長時間労働の改善を進めること。

② タイムカードによる出勤打刻から勤務開始時刻まで、また、勤務終了時刻から退勤打刻までを"時間外勤務"として記録すること。また、その累計時間の表示ができるよう、システムを改修すること。

③ 多くの職場で超過勤務８０時間以上、１００時間以上の警告が出ている職員が少なくないが、警告を出すだけでは不十分である。このような時間外勤務の原因についてどのように捉えているのか。またその根本的解決に向けてどのように考えているか示されたい。

④ 課業期間に休憩時間が日常的にとれていない職場がほとんどである。このことについて、実態をどのように把握しているか提示すること。把握していないのであれば、実態把握に向けた調査を早急に行い、結果を公表すること。

⑤ 休憩時間が取れず、その時間帯に時間外勤務を行った場合、勤務実態を申請し、記録・確認できるよう、システムを改修すること。

以上

全学労組　2018年第一回文科省交渉　報告

長時間勤務解消のための緊急の対応、なにもなし!!

四月二〇日、全学労組（全国学校労働者組合）は衆議院第一会館の会議室で文部科学省（以下「文科省」）交渉を行った。文科省からは初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官、同　企画課公務員係専門職、同　財務課給与予算・総括係（併）給与決算係主任、大臣官房総務課等から若い官僚五人が出席し、全学労組は東京、大阪、兵庫、山梨、千葉、埼玉、横浜等から二〇名近い組合員が出席して、「申入書」から取り上げた二項目について約一時間にわたる交渉を行った。

初めに吉田全学労組代表が二六項目にわたる「申入書」を手渡した。時間を制限された中で取り上げたのは下の二項目。吉田代表は「いつまでたっても同じことを繰り返している感じがあるけれど、ごまかしはやめてせめて行政マン、プロの文部官僚の論理に従って答えて欲しい」と要望した。

1．給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）制定当時（一九七二）には想定されていない現在の慢性的・恒常的な時間外労働に対して、制定当時除外された労基法（労働基準法）第三七条〈地方公務員においては一日七時間四五分、週三八時間四五分を超える時間外勤務をしたときは時間外勤務手当、休日勤務手当を支払うこと〉に基づく時間外割増賃金の支給を含めた労基法の全面適用を要求する。

7．修学旅行、野外活動など泊を伴う学校行事の期間中の勤務は、そのすべてが拘束時間となっており、睡眠時間さえいつでも稼働しなければならない仮眠状態の勤務時間である現在の実態の違法な状態を改善するための具体的なみちすじを明らかにして欲しい。

文科省の回答の要旨と質疑応答

＊「在校時間」は文科省が言い出した言葉ではない！

1．→A：昨年一二月に中教審（中央教育審議会）から「新しい時代の教育に向けた働き方改革に関する総合的な方策について」の中間まとめが出されたが、その中で「給特法が現行の勤務時間管理を疎かにすることにつながっていることは否定できない」と言っているように、今後給特法のあり方を含めてより良い形になるようにすすめていきたい。

回りくどい良い方と確信を外した回答に、当然のように何人もの人から質問がだされた。

Q　給特法に否定的な意見は主流なのか？

A　いや、主流とかではなく納得感の低さがあるというようなネガティブな意見も出ていて議論が行われているということです。

Q　「より良い形」のなかには超勤の割増賃金を支払うことも入っているのか？

A　選択肢として排除しているわけではなく、今見直そうと中教審で議論しているところで、私から言えることではない。

A長時間勤務の実態は是正していかなければならないと考えています。

Q　教育委員会との交渉で「在校時間」と「勤務時間」は違うと言われるが、文科省ではどう考えているのか？

A　文科省では「在校時間」としての法的な概念を決めてはいない。文科省が言い出した言葉ではないと、私の知る限りでは思います。

以下省略するが、議論としては先に進まず、同じことを言い換えているだけの答弁だった。

＊「前川さんの件でやったようにしつこくFAXやってよ！」

2．→A：修学旅行等において、あらかじめ正規の勤務時間を超えることが見込まれる場合は、変形労働時間制などで勤務時間の割り振りを適切に行っていくべきもので、勤務時間の割り振りは服務監督権者が適切に行うべきものと考えている。

Q　勤務時間の割り振りが労働法制上適切に実施されているのはどれほどなのか、割り振りが行われていたとしてもそれが守られているかどうか調査して示してほしい。

Q　休憩時間すら取れないという実態を認識して、文科省として監督権者に通知等を出すだけでなく、実際に調査して、取れていないところには厳しく対処すべきではないか？

A　外部の人間や専門家等を入れて休憩を取れるように設定するよう、設定した後はそれを守ってもらうよう委員会、監督権者に言い続けていくことが必要だと思っています。

「教員の働き方については文科省に権限はないのか？」との質問には「労働基準法の所管は厚労省なので、厚労省が定めたガイドラインに従って、文科省からも言い続けていきたいと思います」と責任転嫁とも思える返答が多かった。

＊教員免許制度の見直しを！

東京の組合員から、東京都では三月末に二〇〇名もの教員が不足して、教員採用試験の不採用者を繰り上げ採用したがそれでも足りず、定数不足のまま新年度を始めた学校もあった。現状は六五歳以上の退職教員にも講師を頼んで定数を確保したが、教員免許制度によって、二年後には六五歳以上の元教員は免許切れで頼めなくなり、深刻な事態が予想されるので、早急に教員免許更新制の見直しや廃止を検討する必要があるとの要請が出された。発言の事実に驚いていた官僚もいたが、そのことを課題と捉えているふうには見えなかった。吉田代表の苦言に応える人もいなかった。

蛇足だが、私には高橋代表が「この仕事についたのだから時間外もしょうがないだろう。四％もらってるからやらなきゃいけないだろうと思ってる教員がいっぱいいるし、勤務時間なんか考えたこともない管理職もいっぱいいるんだよ」とかき口説くように話した学校現場の意識の問題が頭に残った。

（中支部　田中　敏治）

日録

Cafe モロビ

高野先生処分不服申し立てを応援していただいた皆様ありがとうございました。組合の皆様はもとより、組合以外の方々にも声をかけていただき、実際に口頭審理に足を運んでくださった方もいて、本当に元気付けられました。裁定は、私たちの思いが届いたものとなりました。少し前から、このことについて私は「勝利」の気持ちでいるとお話してきましたが、現実も勝利となりました。今ではすっきりとした気持ちで、生活をしています。

二月四日、田沢湖の厳しい寒さの中、お店の窓に下手な習字で立春大吉を掲げて私の小さなカフェは開店しました。「Cafe モロビ」。モロビは故郷・北秋田の森吉山の山頂近くに生えているとても香りのよい樹木、オオシラビソの呼び名です。村では聖なる木として神棚に供えられていました。通った森吉小中学校の校訓「モロビのように薫り高くたくましく」をよく覚えています。

お店づくりには、地元の商工会主催の「創業塾」の仲間が関わってくれ、電気工事、水道工事、壁の穴修理などを手弁当でやってもらいました。また、娘たちのアドバイスを受けながらお店づくりを進め、お店の看板は、美術科の元同僚が駆けつけてほぼ徹夜で描いてくれました。

開店から、三カ月が過ぎようとしています。地元の方々の応援を肌で感じる日々、感謝の気持ちしか浮かんで来ません。メニューも少しずつ増え、常連さんらしき人もできたかなと思います。仕込みで夜中になることもありますが、心は疲れません。「美味しかった」「いいものが買えた」と笑顔で言ってもらえる楽しさを動機にして、工夫をこらしています。工夫の実験場という点では、授業と変わりないのかもしれません。なぜ教員から店の経営だったのか?と自問してみると、自分で決めたかったのだという答えになりました。ひとりで日々決断しながらお店を育てていくのは怖くて楽しいです。

（吉田 紀子）

読者の声

隔月刊「横校労」を読んでの感想等がございましたら編集部まで是非お寄せください。

学校は、生徒の学び場であると同時に、教員の働く場である

横校労ニュースの活力溢れる記事に、いつも元気をもらっています。

「霧が丘中不当処分への戦い」についても、読ませていただきました。勝手な先入観のもと、一方的に行われる処分というものの怖さを改めて感じました。

現在、NHKでスクールロイヤーを取り上げた、一風変わった弁護士ドラマが放映されています。そこでも取り上げられていましたが、私から見ると、生徒、保護者が学校に文句を言ってきたとき、学校は、生徒側だけでなく、学校で働く教員の立場をあまりにも軽視しているのではないかと思うことがあります。学校は、生徒の学び場であると同時に、教員の働く場であるということを、管理職の方々が強く意識をしなければ、それは教職員にとって働きにくい環境となり、ひいては子ども達にとっても過ごしにくい場所になると危惧します。

（大阪府在住 弁護士三〇代）

私を動かすきっかけ

数年前、他府県の田舎から横浜市へやってきました。生活も整わない中、こちらの業務の多さと長時間仕事をする先生方の様子に驚くと共に、クタクタの毎日を送っていました。特に部活動では大変苦しい思いをし、早朝五時半に集合し、帰宅は二〇時なんて日もあり、土日が近づくのが苦痛でした。そんな中、普段から相談に乗ってくださる横校労の先生にポロッと土日の過ごし方や考えていることを話した時に、こんな言葉をいただきました。「そのままではあなたらしさを失ってしまうよ。」と。また、いつも横校労ニュースを拝見し、その内容から、自分自身が普段から疑問に思っていることが、おかしいわけでも、間違っているわけでもないのだなと自信を持つことができました。それらは私を動かすきっかけとなりました。時間はかかりましたが、現在は月曜日には元気いっぱいでおはよう!と生徒達を迎えられる毎日を過ごしています。

（横浜市立中学校教員 女性）

連載

原発棄民に抗う㉗

「敗訴」の旗　司法は権利回復の砦たり得るのか

村田　弘

福島第一原発事故から八年目を迎えた今年、全国で進む被害者の集団訴訟に相次いで四つの司法の判断が示された。二月七日東京、三月一五日京都、一六日東京、二二日福島地裁いわき支部。昨年の群馬、千葉、福島地裁と合わせて七つの判決が出そろったことになる。そこから浮かび上がってくるものは何か。文字通り未曽有の被害をもたらした原発事故の本質を問い、奪われた人権の回復と、二度と同じ痛苦を味わってほしくないと願い、劣化し、暴力的手法がまかり通る政治情勢の下で、藁をもつかむ思いで司法の判断を求めている被害者の悲痛な想いに、裁判官は応えているか。応え得るのか。

「一部勝訴」「勝訴」と「敗訴」

ゴールデンウイーク後半の五月五日から一〇日まで、横浜駅西口近くのかながわ県民活動サポートセンター一階フロアで、「原発事故8年目　神奈川と福島の今」と題する展示会が開かれた。「福島原発事故は終わっていない」を合言葉に、集団訴訟や放射線測定、福島県の子どもの保養などに取り組んでいる神奈川県内の市民グループ一五団体が一堂に会して活動内容を展示、来訪者と対話するという画期的な催しだった。その一角、「かながわ訴訟」原告団のパネルに掲示された三枚の写真に注目が集まった。「一部勝訴」「勝訴」「敗訴」。三月に相次いで出された京都、東京、福島地裁いわき支部判決を速報する「旗出し」の写真。三様の評価が、司法判断に対する揺れを象徴している。

三つの判決内容を見てみよう。①京都、東京の訴訟は国と東京電力の両者を被告とし、いわき訴訟は東電のみを被告としている②京都、東京は避難指示区域外からの避難者がほとんどを占めているが、いわきは避難指示区域内の原告が多数、などの違いはあるが、基本的には事故に対する国・東電の法的責任と被害回復に足る損害賠償を求めている点では共通している。

かながわ訴訟原告団の展示パネル
（かながわ県民活動サポートセンター）

国・東電の法的責任と賠償額

京都、東京判決は、「福島沖でマグニチュード8クラスの津波地震が起きうる」とした二〇〇二年の地震調査研究推進本部の長期評価によって事故は予測できたとして、国の責任を認め、国家賠償を命じた。群馬、福島（生業訴訟）に続き、この点では前進と評価されるものだった。

一方、東電の責任については三判決とも、原子力損害賠償法に定める「無過失責任」に止め、原告側が主張していた民法上の故意または重過失責任を問うまでの悪質性は認められないとして、賠償に反映することは避けた。

賠償については①いずれも、東電が上限としている原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）の指針には縛られないとして、一定の上積みを認めた②京都、東京判決は、「放射線被害を避けるための避難には一定の合理性がある」との判断を示し、避難指示区域外からの避難者にも賠償を認めた③いわき判決では「ふるさと喪失・変容」に対する慰謝料を認めた。

しかし、現実に示された賠償額は平均一人一一〇万円（京都）、一四〇万円（東京）、七〇～一五〇万円（いわき）と、判で押したような低額だった。

「一部勝訴」「勝訴」判決の内実

国や東電が全力を傾けて否認し続けた法的責任、「自主避難」と呼んで見舞金にも満たない金額で済ませうとした区域外避難者の「避難の合理性」を認めさせた点を考えれば、原告六四人の請求が棄却された京都が「一部」と留保をつけながらも、「勝訴」としたことに異論は少ないだろう。

しかし、判決を読み進めると、低額賠償につながる論理構成が見えてくる。

東京判決は、侵害された被害者の権利を「居住・移転の自由」に限定、避難の開始・継続性と事故の因果関係を判断する、という枠組みを設定。そして、「一定期間経過後までは放射性物質による健康被害の可能性」を認め、賠償額を算定する、という。その一定期間は事故半年後の一二月とし、その理由をこう述べている。

原告らの事故時住所地（いわき市、郡山市、福島市）の空間線量率は一二月段階で年間一mSv未満～五mSvであって、その後も漸減したと推認できる。（一〇〇mSv以下であってもがん死リスクが増大するという）LNTモデルを前提にしたときの**五mSvのがん死リスクは〇・〇二七五%（一〇〇万人に二七五人）、一mSvのがん死リスクは〇・〇〇〇五五%（一〇〇万人に五五人）**となり、他疾病のリスクは数値化することができない。以上のことを考慮すると、**一二月までは放射性物質による健康被害を考慮して避難を継続することは合理的であると認められ、それを超えてまで合理的であるとは認められない。**

さらに判決によると、一二月一六日の東電による**「冷温停止状態」発表（野田首相の「事故収束宣言」）によって健康に対して具体的な危険性を生じさせる恐れは低くなり、避難継続の合理性を基礎付ける事実ということは困難**」という。

京都地裁判決は、その期間を「一二年四月から二年間」と広げてはいるが、根拠は同じ「収束宣言」と国による避難指示区域再編である。なぜ、「二年間」なのか。「避難先における生活が安定する時期は、一般的に転居した場合などを想定すれば、おおむね二年程度とするのが相当」だという。

「敗訴」の旗に込められた怒り

いわき支部で「敗訴」の旗を掲げた福島原発避難者訴訟の弁護団と原告団は、次のような声明を発表した。

判決は本件事故による著しい権利侵害と甚大な被害の実相を正面から受け止めることなく、損害算定においても原告らが求めた救済の水準には到底及ばない内容になっている。**このような判決は、被害者切り捨てと帰還の強要を進める政府の政策に追従し、司法の役割を放棄したものという、最大限の批判が相応しい。**

国と東電の責任を認め、避難の合理性を認めたと言いながら、国の定めた「指針」に若干上乗せしただけの賠償。一〇〇万人中二七五人のがん死リスクを容認するかのような「合理性」（事故時、福島県には二〇〇万人が住んでいたのだ）。声明に込められた怒りは、多くの被害者の胸にすとんと落ちた。

前号で紹介したフォーラム「さあ！脱原発を語ろう」で、田口卓臣・宇都宮大学准教授が公害裁判の過程を「中和」と指摘、前田朗・東京造形大学教授が補足した言葉を思い出す。

「裁判官としてはバランスを取っているつもりなのでしょう。本来バランスを取るべきじゃないものの間でバランスを取ろうとすること。また、バランスを取ったように見せかけているけれど、実はバランスを取っていないこと」。

七月結審、年度内判決を迎える「かながわ訴訟」も正念場である。

略歴
村田　弘（むらた・ひろむ）
朝日新聞社を定年退職後、故郷の南相馬市小高区で農耕生活中、福島第1原発爆発により横浜市に避難。国と東京電力の責任を明らかにし、生活とふるさとを奪われた損害の回復を求める「福島原発かながわ訴訟原告団」団長として横浜地裁で闘っている。1942年生まれ。

働き方いろはのら

※ このコラム欄に質問や疑問がありましたら、いつでも 編集部にメールしてください。

部活動は ワークライフバランスを崩す元凶の一つ

横浜市教委は教育長名の通達「部活動休養日の設定について」で「週平日１日以上、土日１日以上の休養日の設定」を指示しました。また、「保護者・地域の皆様へ」として「教職員の働き方改革の推進についてのお願い」が教育委員会名で出され、例として「勤務時間外の留守番電話の設定、部活動の活動日数の見直し、学校閉庁日の継続実施」などが示されました。これらを受けて、４月以降皆さんの職場での部活動は何か変化が起きているでしょうか。横校労は抜本的な解決策では無いにせよ、当面はこれらは早急に各職場で実施・定着させていかなければならないものと考えています。

さて、文科省の「教員勤務実態調査」（2017）によると、勤務時間全体では2006年～2016年度に、中学校では平日１日あたりで32分、休日１日あたりで109分も勤務時間が増えています。その内訳では休日１日あたり64分が部活動による増加となっています。休日を「休みたいのに休めない」状況が部活動によってますます深刻化していることがわかります。

部活動は本来業務ではない

ここで、改めて部活動の位置づけを確認しましょう。「中教審特別部会中間まとめ」では「各学校が部活動を設置・運営することは法令上の義務とはされていない」と明言しています。学習指導要領でも、「生徒の自主的・自律的活動である部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育課程外であるが、・・・」とあるように、部活動の顧問は分掌上の職務とは全く異なるものです。従って「全員顧問制」についても法令上は大いに疑念があり、インターネット上では「全員顧問制」に反対する署名活動が活発に行われました。部活動顧問は教員の本来の業務ではないのです。

他の国は地域型が主流 日本の部活は特異

各国中学・高校段階のスポーツの場に関する類型

学校中心型	日本、中国、韓国、台湾
学校・地域両方型	カナダ、アメリカ、ブラジル イングランド、オランダ、ベルギー フランス、スペイン、ポーランド ロシア、イスラエル、エジプト ナイジェリア、ケニア オーストラリア、ニュージーランド
地域中心型	ノルウェー、スウェーデン フィンランド、デンマーク、ドイツ スイス、イエメン、タイ

スポーツの場について世界と比較すると上の様になります。中国、韓国は学校中心型ですが生徒の参加率は日本に比べてかなり低いようです。世界の多くは学校・地域両方型か地域中心型です。また、大きく異なるのは英米ではシーズン毎に違ったスポーツを行い様々な競技や文化体験を行っています。（大リーガーでプロフットボール選手！）また他の欧米諸国やオーストラリア、ニュージーランドでは、日本の部活動にあたるものは盛んでなく、地域のクラブに参加してスポーツや音楽を楽しむ生徒が多くなっています。国際的にみても、日本の部活動はかなり特異な存在なのです。（資料はいずれも「NARU講座」第三回「部活動に呑みこまれないために」より。因みに中学校で学級担任という制度があるのは日本くらいです。日本の教員は「何でも屋」です。）

８時間労働が5000円！最賃以下！

「給特法」によって教員は「残業代」は出ませんから、勤務時間外の部活動へ賃金は支払われません。「特勤手当」として市費移管に伴い休日８時間以上の場合5000円が支払われる事になりました。これは、「県費時代」よりも増額ですが、ここで賃金について考えてみましょう。突然ですが、御自身の「時給」を計算したことがありますか。大まかなものですが以下の式で計算することができます。

時給計算式

月の課税対象額	（６月期末勤勉手当課税対象額＋12月期末勤勉手当課税対象額）÷ 12	月労働日数 20（日）	１日の労働時間 7.45（時間.分）
A	B	C	D

（A＋B）÷C÷D＝あなたの（おおよその）時給

計算して時給が2500円だったとします。従って、休日８時間ならば最低でも2500×８＝20000円分の労働です。労働協約で休日労働の賃金が1.5倍とされていれば30000円分の労働です。それが5000円。時給は5000円÷８＝625円です。これは神奈川県の最低賃金956円より格段に安く、バイトも雇えない違法な低賃金という事になります。

先ほど、世界の多くの国々ではスポーツや文化は学校外の地域で担うものであると紹介しました。これはそれらの国々では、場所、施設、指導者等々の莫大な費用を国、自治体、企業などが負担していることを意味します。一方、日本政府はこれらの費用負担に消極的で、脆弱な資金、施設の下に社会教育、スポーツ等は運営されています。つまり、私たちの最低賃金以下の労働がそれを下支えしているという構造になっているのです。国・文科省が「教育課程外」でありながら「学校教育の一環として・・」と部活を学校内に留めようとしている理由がここにあります。

問題の多い部活動。それでもなぜなくならないのでしょう。次回はこの点についてお伝えしていきます。

（平川 正浩）

すみれ～「石牟礼道子さんを送る会」に参加して～

肝機能が弱い私は、春が苦手である。誰もかれもが桜の開花を待ちわび、マスコミが刻々と「春の到来」を告げるころ、私の精神はなぜか不安定になり、変調をきたす。花粉症の苦しみを差し引いても春は苦手なのだ。とりわけ今年の春は狂おしい。

そんな中、一つだけ、うれしい発見があった。玄関先に置いた割れた土鍋に、すみれが紫の花々を付けてくれたのだ。そして、これが一番嬉しかったのだが、敷石の間の狭い土に、一本のすみれが、なんと、のびのびと花を開いていた！一粒の種が落ちて、人に踏まれることを免れて。

話は変わるが、先日、「石牟礼道子さんを送る会」に参加した。「苦海浄土」他、膨大な量の詩、随筆、小説、などを残された方である。その石牟礼さんが、水俣病患者、「水俣病を告発する会」の人たちと、東京のチッソ本社前で座り込み行動をした時の記録を読んだことがある。記憶がおぼろげだが、おそらく、一九七〇年ころだろう。「私たちが座り込んでいるそばを、一匹の猫がよろよろと歩いている。でも、アスファルトとコンクリートに覆われた東京の街には、水一滴も見出すことができないのだ。」石牟礼さんならではの鋭い洞察だと思う。水という、いのちの源を寄せ付けない「近代都市」。何もかもコンクリートで大地を埋め尽くしてしまう〝近代化〟のもとで、いかに多くの大小のいのちたちが犠牲にされていることか。今思い起こすと、これが私を石牟礼さんの世界に近づけた原点のような気がする。

石牟礼さんに「菫たちへ」という随筆があるのを思い出し、ページをめくってみた。そこには、こんな一文がある。「まったくそれが、なんの珍しいことでもなく、当たり前だと思ってきた最大のものに、大地と水の力というものがある。つくづく考えてみると、有史以来、これほど絶え間なく万物を生み育ててきた力が他にあるだろうか。わたしたちは、このことにもっと驚くべきではないだろうか。」（「形見の声」より）

日本は、明治以来〝近代化〟の道を突っ走ってきた。〝近代化〟とは一体何だろうか?!現政権はそれを称賛し、次世代につなげるものという。しかし、本当にそうだろうか？

二〇一一年三月一一日、福島第一原発の大惨事が起きた。これこそ、〝近代化〟の破綻の証だ。石牟礼さんも原発震災を「文明の卒塔婆」といわれる。「もう、たいがいにしてくださいよ、といいたい」と。科学者の立場でも、山本義隆氏は、「科学技術総力戦体制の破綻」といわれる。もはや、いままでの「拡大、成長」の追求は、人間の幸せをもたらさない、というのだ。（「近代日本150年」）。同感である。

今、私たちは、新しい、大地に根差した価値観を求められているのではないだろうか。

朝の散歩は、私の心を洗ってくれる。小さなせせらぎにあえるから。

春の小川はさらさら行くよ、岸の菫やレンゲの花に、姿優しく色美しく、咲けよ咲けよとささやきながら。

（大船支部　清水　郁子）

夏炉冬扇

2018年　4月

1日(日) 第67回定期大会
11日(水) 執行委員会
14日(土) 安倍政権は退陣を！国会前大行動参加
17日(火) がくろう不当解雇撤回闘争報告集会参加　東支部会
18日(水) 岩崎中校長交渉
20日(金) 文科省交渉
21日(土) 全学労実行委員会
25日(水) 執行委員会
26日(木) 大船支部会
27日(金) 緑ヶ丘中校長交渉　部分休業給与戻入問題申し入れ提出

5月

2日(水) 桜丘高校長交渉　中支部会
9日(水) 浜中社総会　もうひとつ研　ビラ配布　執行委員会
10日(木) タイムカード申し入れ提出
18日(金) 裁判研究会　ふくかな口頭弁論　横浜地裁
23日(水) 執行委員会
26日(土) メーデー行動　登戸陸軍研究所見学
27日(日) もうひとつ研　研究集会
29日(火) 東支部会

編集後記

＊二年間の育短勤務を経て、今年度から一年間育休を取る妻の代わりにフルタイム復帰を果たした。子どもの世話や家事、家族との時間を充実させてきたこの二年間、仕事に対しては割り切った上で、とても人間らしい生活をしてきたという実感があった。復帰してまだ二か月、生徒と関わる時間が増え、それはそれでやりがいを感じるが、家でやるべきことが減るわけでもなく、早くも息切れしながら日々を送っている。いつも外まで見送りに出てくれる我が子の笑顔のために、今日も早く帰ろう。

＊ゴールデンウィークに地元栃木の益子陶器市に妻と出かけた。天候にも恵まれ大変にぎわっていた。通りや広場に所狭しと並ぶ器の数々。それを見て回る人たちの眼も生き生きしている。こういう雰囲気が好きだ。折も折、原田マハの『リーチ先生』を読んでいたので、しみじみと陶器の魅力をあらためて味わってきた。用と美の調和、身近にある手仕事のよさに目を向けるくらいの余裕がいつもほしい。

（n）